

雑損控除等に関する自己判定について

市町村から交付された「り災証明書」等により、住宅や家財などに被害があることが確認できる方は、次の控除あるいは減免措置を受けられる場合がありますので、税務署にご相談ください。

なお、**損失額よりも受け取った保険金が多い場合は、次の控除等は適用することができません。**

A 雑損控除

次の計算の結果、(イ)又は(ロ)のいずれか（又は両方）に金額がありますか（0円又はマイナスの場合は該当しません）。

$$\text{住宅及び家財など}^{*1}\text{の損失額}^{*2} - \text{所得金額の10分の1} = \text{(イ)}$$

$$\text{損失金額のうち災害関連支出の金額}^{*3} - \text{5万円} = \text{(ロ)}$$

B 災害減免法

住宅又は家財に受けた損失額^{*2}が、その価額の2分の1以上で、前年分の所得金額が1,000万円以下ですか。

※1 生活に通常必要な資産(棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)

※2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる(又は補てんされた)金額を控除した金額をいいます。

※3 災害により滅失した住宅や家財などを取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連したやむを得ない費用をいいます。

自己判定チェック表で確認してみましょう

自己判定チェック表

上記A・Bのいずれか（又は両方）に該当しますか。（不明な方は「はい」へ）

はい

給与等の支払を受ける際、所得税等を源泉徴収されていますか。

※ 源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄をご確認ください。

※ 給与等の支払を受けていない方(事業所得・不動産所得・雑所得(年金含む)などの方)は「いいえ」へ

いいえ

はい

確定申告が必要な方ですか。

はい

いいえ

確定申告していただくことで、所得税等が還付となる場合や、所得税等を軽減免除することができる場合があります。

原則として、確定申告は必要ありませんが、雑損控除の金額について、その年分の所得から控除しきれない金額がある場合は、確定申告することにより翌年以後3年間繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。

また、市県民税が課税されている方は、市県民税の申告をすることで雑損控除の適用をうけられる場合があります。

雑損控除等の適用はありません。

いいえ